

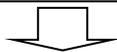
令和4年3月14日
広島県健康福祉局薬務課

1 趣旨

「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）第4条の規定に基づき、地域の実情に応じた肝炎対策を推進するため、第4次広島県肝炎対策計画（以下「第4次計画」という。）を策定する。

2 背景

- 平成20年3月：「広島県肝炎対策計画～ウイルス性肝炎対策計画～」策定
- 平成22年1月：「肝炎対策基本法」の施行
- 平成23年5月：「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定（国）
- 平成24年3月：「第2次広島県肝炎対策計画」策定（計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日）
- 平成28年6月：「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の改定（国）
- 平成29年3月：「第3次広島県肝炎対策計画」策定（計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日）
- 令和3年6月：「第3次広島県肝炎対策計画」の計画期間の1年間延長（令和5年3月31日まで）
- 令和4年3月：「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の再改定（国）



「第3次広島県肝炎対策計画」による施策の取組成果と課題、及び新たな知見や情報に基づくとともに、国の「肝炎対策基本指針」の改正内容も踏まえ、「第4次広島県肝炎対策計画」を策定する。

3 第4次計画の策定に向けた論点

- (1) 第3次計画（平成29年3月策定）の総括
 施策の三本柱（①予防：新たな感染の防止、②検査：肝炎ウイルス検査の受検促進、③相談・受療：病態に応じた適切な肝炎医療の提供）への取組状況及び目標値達成状況の評価
- (2) 第4次計画における目指す姿の達成のために必要な施策内容と目標値設定
- (3) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（令和4年3月7日再改定：厚生労働省）への対応

4 第4次計画の策定方針（案）

本計画の目指す姿：県民全てが肝炎に関する正しい知識を持ち、予防、検査、治療及び偏見・差別の解消等の肝炎対策に主体的に取り組むこと。

- (1) 目指す姿を実現するために必要な取組、目標及び重点施策の明確化
- (2) 本県の“強み”をさらに伸ばし、“弱み”を克服する施策を実施
- (3) 肝炎対策を取り巻く社会情勢（2030年までに肝炎撲滅等）を踏まえ、有効性の高い施策を実施
 - ※ 強み：広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制、ひろしま肝疾患コーディネーターによる相談・支援体制、広島県肝疾患患者フォローアップシステム等による受診勧奨体制、県民の肝炎対策の推進に係る連携協定による取組の推進
 - ※ 弱み：県民及び職域への正しい知識（肝炎ウイルス検査の受検の必要性、肝炎患者等の人権の尊重等）の普及啓発

5 計画期間

5年間（令和5年度～令和9年度）

6 スケジュール

区分	R4.4月～6月	7月～9月	10月～12月	R5.1月～3月
策定作業	現行計画の総括	原案作成・意見とりまとめ	最終案作成	策定 パブコメ
肝炎対策協議会の開催 (有識者からの意見聴取)		○第1回開催 (7月) 骨子	○第2回開催 (11月) 素案	○第3回開催 (2月) 最終案